

事 務 連 絡

平成20年3月4日

都道府県老人医療主管課（部） 御中

厚生労働省保険局  
高齢者医療制度施行準備室

後期高齢者医療制度における事務処理の取扱い等に係る  
Q & Aの送付について

後期高齢者医療制度の施行準備につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、この後期高齢者医療制度における事務処理の取扱い等に係る御照会が寄せられていることから、別添のとおり整理いたしました。

つきましては、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）及び広域連合にも周知が図られるよう、よろしく願いいたします。

<照会先>

○厚生労働省保険局

高齢者医療制度施行準備室

企画法令係

代表 03-5253-1111

(内線 3198)

直通 03-3595-2090

(問1) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設及び同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設は、障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設として後期高齢者医療制度の住所地特例の対象となるのか。

(答)

国民健康保険と同様に、住所地特例の対象として差し支えない。

(問2) 昭和56年4月1日厚生省保険局国民健康保険課長内かんによる取扱いは、後期高齢者医療制度においても同様の取扱いとなるか。

(答)

後期高齢者医療制度においては、住所地特例の対象とならない。

(問3) 老人保健制度において、市町村長に届け出た第三者行為による被害届は、後期高齢者医療広域連合に引き継ぐこととして差し支えないか。

(答)

差し支えない。



昭和56年4月1日

都道府県民生主管部(局) 長殿

厚生省保険局国民健康保険課長

古川 貞二郎

児童福祉施設入所児童であつて扶養義務者のあるもの等に対する国民健康保険の適用について(内かん)

標記については、昭和47年3月31日付国民健康保険課長内かん「住所の取扱いについて」によることとしておりましたが、今般児童福祉施設入所児童で扶養義務者のあるものについては、当該扶養義務者の世帯に属する者として当該扶養義務者の住所地の国民健康保険の適用を受けることとし、上記内かん中記の/(2)を廃止することとしましたので、改めて貴管下保険者に対する指導及び周知方よろしくお願ひします。

また、同日付国民健康保険課長補佐内かんに示す次の者についても個別的事情を考慮の上、その家族と同一の世帯に属する者として取り扱うことが妥当であると考えられる場合には、上記取扱いを参考としつつ運用に当たることとし、同内かんを廃止することとしましたので、併せてよろしくお取り計らい方お願ひいたします。

(1) 精神薄弱者援護施設に入所している者であつて、意思能力、行為能力が著しく劣ると認められるもの

(2) 児童福祉施設に入所している18才以上の者

(3) 病院、療養所等に入院、入所している児童又は意思能力、行為能力が著しく劣ると認められる精神薄弱者等

(4) (1) ~ (3) に準じる者

なお、以上の取扱ひについては、自治省行政局振興課並びに厚生省社会局及び児童家庭局の了解を得ているものであることを申し添えます。